

特集

国民健康保険税改定のお知らせ

保険税の税率が変わります

町では、平成22年4月に国民健康保険の保険税率などを改定し、運営を行ってまいりましたが、平成22年度の国民健康保険の医療費は総額で23億円、加入者一人当たりでは約27万7千円になっています。これまでの国民健康保険税率では事業運営が難しい状況となっていて、今年度は約1億2千万円の財源不足が見込まれています。

給付と負担の公平性の確保から、この財源不足は加入者の納めるお金（国民健康保険税）や国からの支出金によりまかなうことになるため、国民健康保険税を下の表のとおり改定いたしました。加入者の皆さんの健康を守るための改定について、ご理解をお願いします。

保険税の税率と計算方法

- 保険税の税額は被保険者に対して、次の4つを世帯で合算して計算されています。
1. 所得割額…その世帯の国保加入者の所得に応じて算定します。
 2. 資産割額…その世帯の国保加入者の固定資産に応じて算定します。
 3. 均等割額…その世帯の国保加入者の人数に応じて算定します。
 4. 平等割額…一世帯あたりいくらかとして算定します。

平成24年度の保険税の税率

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40歳～64歳の方)
所得割額	(課税標準額)※1 × 8.8%	(課税標準額)※1 × 2.6%	(課税標準額)※1 × 2.0%
資産割額	(課税標準額)※2 × 28.0%	(課税標準額)※2 × 5.0%	(課税標準額)※2 × 5.9%
均等割額	被保険者1人当り 32,000円	被保険者1人当り 10,000円	被保険者1人当り 10,000円
平等割額	1世帯当り 32,000円	1世帯当り 10,000円	1世帯当り 8,000円
年間最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

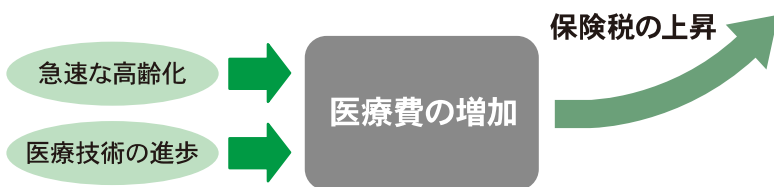
※1 所得割の課税標準額

課税標準額＝平成23年中（平成23年1月～12月）の総所得金額等－330,000円

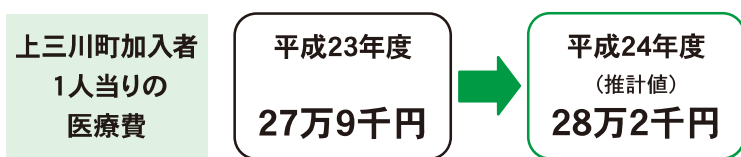
※2 資産割の課税標準額

課税標準額＝平成24年度の固定資産税額（土地・家屋分）

注）※1※2とも、その世帯の被保険者ごとに計算し合算します。



保険税率の見直しについて
医療費は、急速な高齢化や医療技術の進歩により、年々増加しています。



保険税率の改定は、医療費の増加に対応するためのものです。この増える医療費をまかなうために、保険税の税率を見直しました。

軽減措置について

低所得世帯への軽減について

世帯の所得が少
ない場合は、条例
の定めにより、均
等割額及び平等割
額が軽減されま
す。



世帯主とその世帯の被保険者全員の前年の所得の合計金額が
下記以下の場合

7割軽減	33万円
5割軽減	33万円 + (世帯主を除く被保険者数) × 24万5千円
2割軽減	33万円 + (被保険者数) × 35万円

※世帯の所得とは、同じ世帯の次の方の所得を合計した額です。

- ・世帯主
- ・国保被保険者
- ・国保被保険者だった後期高齢者医療制度の被保険者

非自発的失業（離職）者の国民健康保険税 軽減制度について

リストラなどで非自発的に失業された人の国民健康保険税を軽減する制度が平成22年度から
始まりました。制度の適用を受けるには、必ず
届出が必要です。

詳しくは税務課住民税係までお問い合わせく
ださい。

今後の町の取り組み

町の国民健康保険事業の現状を踏まえ、町では次のことを医療費の抑制項目として、平成24年度国民健康保険特別会計を運営していきます。

- ① ライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進し、疾病予防に重点をおいた対策を実施します。
※ライフステージとは、人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階をい
ます。
- ② 特定健康診査及びその後の特定保健指導の受診率の向
上を図り、生活習慣の改善による被保険者の健康の保持
に努め、医療費の抑制につなげます。
- ③ 町民一人1スポーツの実践、健康体操の普及を推進し、
健康・体力の維持増進を図ります。
- ④ ジェネリック医薬品の利用を促すとともに、ジェネリ
ック医薬品を利用した場合の差額通知を実施します。
※ジェネリック医薬品とは、特許が切れた医薬品につい
て、他の製薬会社が同じ成分を使い、製造販売する医薬
品です。莫大な開発費や営業経費がかからないため新薬
に比べて薬価が低く、患者さんの薬剤費負担が少なくな
ります。
- ⑤ 皆さんが医療機関で受診した診療報酬明細書の点検調
査を強化し、過剰な医療、投薬が行われていないか確認
するとともに、重複・多受診者に対しては、訪問指導を
行い、適切な受診を促します。
- ⑥ 他の市町の保険者の取り組みを研究し、優れた取り組
みについては積極的に取り入れ実施します。



医療費を有効に使うためのポイント

- ① 年に1回は健康診断を受けましょう。
- ② 同じ病気で重複受診はやめましょう。
- ③ かかりつけ医を持ちましょう。
- ④ 薬をたくさん欲しがるのはやめましょ
う。
- ⑤ 診療時間内の受診を心がけましょ
う。
- ⑥ お医者さんを信頼し、指示を守りましょ
う。

▼問い合わせ先

- 保険課 国保係 ☎ 9134
- 税務課 住民税係 ☎ 9122